



アルゼンチンの経済破綻と民営化企業問題

主任研究員 北島 啓治

アルゼンチンのデフォルトによる経済破綻のしわ寄せは国内外の利害関係者に及んでいる。75%の債務削減(実質的には90%以上)を求められている外国の債権者(特に民間のアルゼンチン国債保有者)ばかりでなく、民営化企業を経営する外資も苦境に立たされている。

1990年代前半に民営化政策の下で国営企業の売却と清算、およびいわゆるPFI方式であるコンセッション(民間への事業委託)がおこなわれた。売却対象は港湾、航空、電力、銀行、放送、海運、郵便、通信、石油、石化、造船、鉄鋼など、またコンセッション対象は空港、鉄道、上下水道、道路など、と広範囲に及んだ。売却やコンセッションにより事業を運営する民営化企業の大半は入札を通じ外資の傘下に置かれている。

民営化企業とアルゼンチン政府との契約において料金のドル建てや料金調整の条件が約束されていたにもかかわらず、アルゼンチン政府が今回の経済破綻後にドル建て料金のペソ建てへの変更および料金値上げの不許可という措置を強行したため、ペソの大幅切り下げなどで損害を被った民営化企業の中には本国政府(スペイン、フランスなど)も巻き込んで事態の改善を要求するとともに、訴訟(27社がすでに訴訟を起こしており、さらに30社が訴訟を予定しているといわれている)、投資計画の不履行、サービスの停止に訴えるものが現れた。これに対し、アルゼンチン政府はIMFや世銀の指導もあり、電気とガスの料金を一部(大企業向けのみ)引き上げるという若干の譲歩も示したものの、基本的に対決姿勢を鮮明にしている。

すなわち、アルゼンチン政府は民営化とコンセッションに係るすべての既存契約を見直し、再交渉をおこなう方針をとっている。この方針については、国会は2003年10月2日に契約再交渉の強大な権限を政府に付与する法律((1)契約再交渉担当機関の設置、(2)民営化企業との関係を規制する新たな法的基準を設定する、など)を成立させ、サポートしている。他方、アルゼンチン政府はコンセッション契約のうち、郵便と通信監視の両契約については契約不履行(使用料の未払い)を理由にすでに破棄(郵便については再入札をおこなう)し、この他にも契約不履行(投資計画の不履行、サービス停止など)に対しては契約破棄を臭わせている。

再交渉の行方は訴訟の行方(訴訟が続いている間、再交渉できるのかという問題があ

る)も含め不透明であるが、再交渉における検討事項については、(1)あらたな料金の設定：社会的弱者に対する社会的料金(電気、ガス、郵便、水道)を設定すること、決められた質のサービスの持続とも両立する可能な限り安い料金を保証すること、料金を現地通貨建てとすること、(2)投資計画の見直し、などが考えられている。

再交渉は上記の利害関係者(民営化企業/本国政府、アルゼンチン政府/国会、IMF/世銀)間の妥協という複雑でかつ長期のプロセスを経ることが予想される(国会は再交渉期限を2004年末としている)。

再交渉の結果あらたに設定される民営化の枠組み(規制枠組みを含む)は外資に対し十分な収益性を保証し、アルゼンチン国民にとっても十分なベネフィットをもたらすものになるのか。アルゼンチンの民営化は途上国の民営化のあり方を考えるうえで、貴重な教訓をもたらそう。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2004 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>